

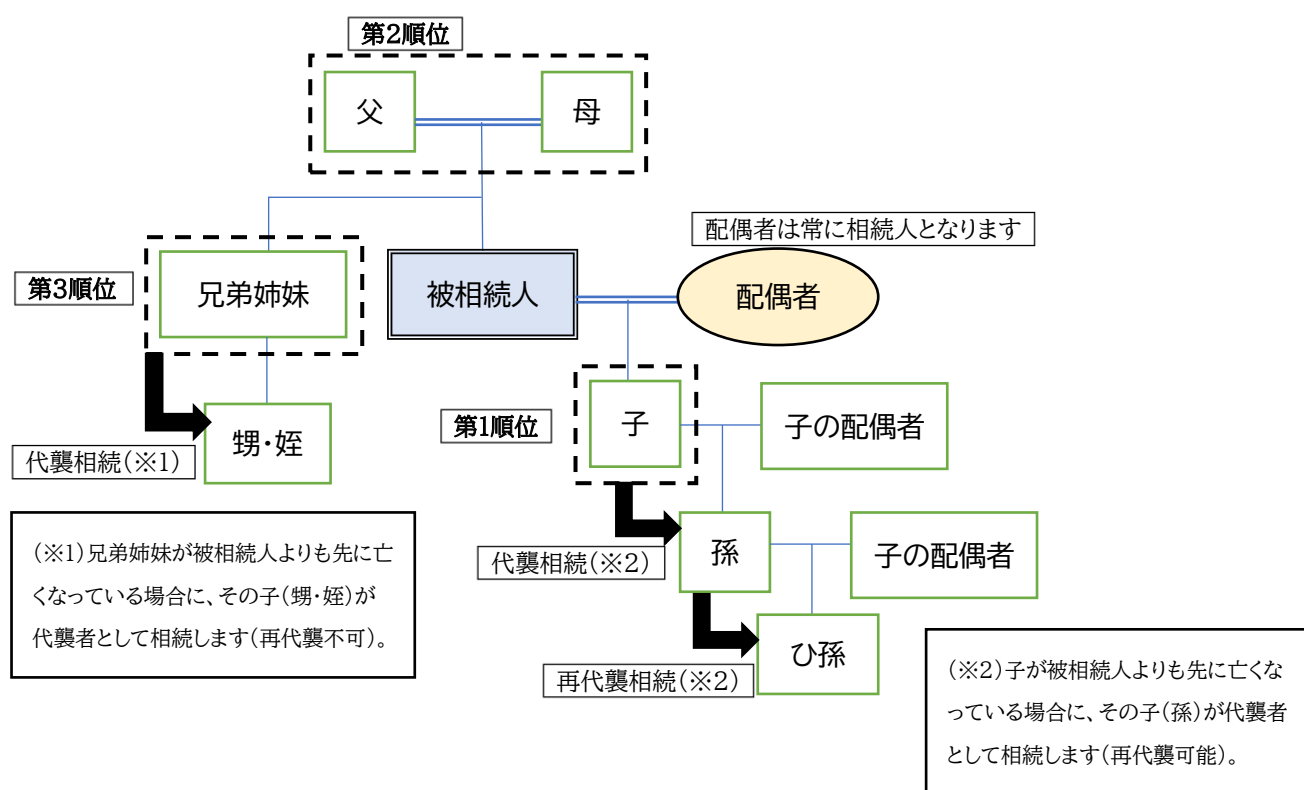
固定資産の所有者が亡くなられた場合について

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日（以下、「賦課期日」という。）現在、土地または建物登記簿に所有者として登記されている方（未登記の土地または建物については、賦課期日現在の所有者）とされています。

しかし、所有者が亡くなられてから、賦課期日までに相続登記を済まされていない場合は、賦課期日においてその土地または建物を「現に所有している者」（以下、「現所有者」という。）が納税義務者となります。多くの場合、亡くなられた方の相続人がその固定資産の現所有者となります。

〔相続順位〕

配偶者は常に相続人となり、その他血族相続人は相続人になる優先順位があります。第1順位は子や孫、第2順位は父・母、第3順位は兄弟姉妹や甥姪です。



▽相続の放棄を検討されている場合は、役場税務課資産税係にご連絡いただきますようお願いいたします。

▽相続の放棄の申述のお手続き等に関しては、奈良地方裁判所にお問い合わせください。

〈奈良地方裁判所 葛城支部〉

〒635-8502

大和高田市大中101-4

TEL 0745-53-1012

【口座振替について】

お亡くなりになられた方の口座から振替納税をされていた場合は、口座の凍結等により亡くなられた以降の口座引き落としが停止する可能性があります。相続人代表者の口座から引き落としを希望される場合や、新年度において新たに現所有者や新所有者となる方が口座振替を希望される場合は、役場税務課収納係にお問い合わせください。

【登記について】

登記物件（土地及び登記建物）については、法務局にて相続登記手続きをしなければ名義人を変えることができません。

◎相続登記について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります。

▽登記の手続き方法等については、法務局へお問い合わせください。

〈奈良地方法務局 葛城支局〉

〒635-0096

大和高田市西町1-63

TEL 0745-52-4950

▽資格者代理人への相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。

〈奈良県司法書士会〉

TEL 0742-22-6677

〈奈良県土地家屋調査士会〉

TEL 0742-22-5619

【お問い合わせ先】

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町役場 税務課 資産税係（収納係）

TEL 0745-55-1001 FAX 0745-55-1009